

定額減税調整給付金 (不足額給付)のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の①、②の事情により、**当初調整給付^(注1)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

① 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

(注1) 昨年夏以降（R6.8月～10月頃）、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

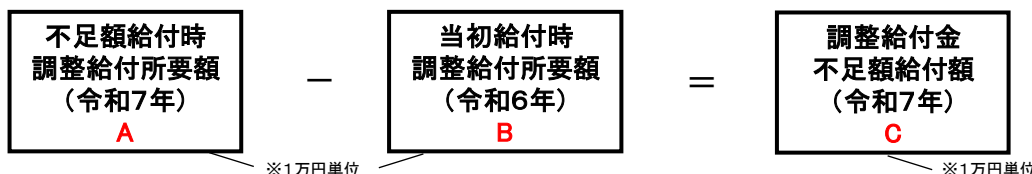
② 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付^(注2)の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方（ただしR6年所得税及びR6年度個人住民税所得割額がともに定額減税前税額が0円）
- 合計所得金額48万円超の方（ただしR6年所得税及びR6年度個人住民税所得割額がともに定額減税前税額が0円）

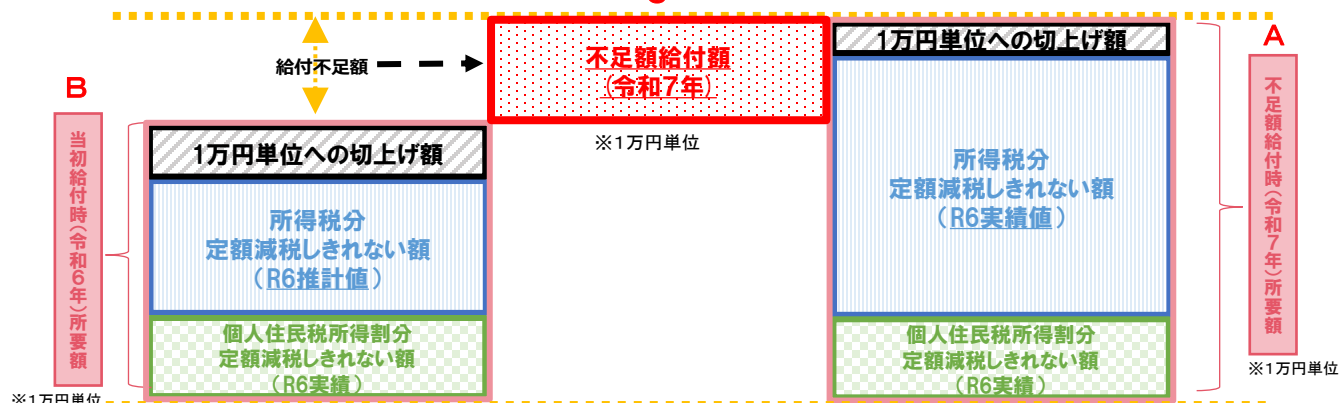
(注2) R5非課税給付（7万円）、R5均等割のみ課税給付・R6新規非課税化給付及びR6新規均等割のみ課税化給付（いずれも10万円）

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額180.5万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付対象者の方へは下記の①または②の通知書をお送りします。

①「給付金（不足額給付）のお知らせ」が届いた方(圧着ハガキ)

⇒ **手続きは不要です。**

「お知らせ通知書」に記載している
口座へ振り込みを行います。

振込口座や支給日な
ど詳しくは通知書を
ご確認ください

②「給付金（不足額給付）のご案内」が届いた方(封書)

⇒ **通知書に印刷してある二次元コードからオンライン申請が便利です。**

(オンライン申請であれば支給確認書(紙)の提出が不要となり、給付金支給の迅速化が図れます。)

※オンライン申請が困難な場合は「支給確認書」の返送が必要です。

⇒「支給確認書」に必要事項(記入日、電話番号、振込口座)を記入し、**令和7年10月31日(金)(消印有効)**までに**必要書類(本人確認書類の1部、振込口座がわかる通帳等の1部)**とともに、同封の返信用封筒にて「**大津市給付金コールセンター**」へ返送願います。

①給付金（不足額）のお知らせ（見本）

②給付金（不足額給付）のご案内（見本）

その他

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便、メールがあった場合は、大津市給付金コールセンターや最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ先

〒520-8575 大津市御陵町3-1 (新館7階)

大津市給付金コールセンター(定額減税調整給付金)

☎0570-047-004

受付時間 平日9:00~17:00(土日祝休日除く)

※支所では確認書の受け取りのみ行います。記入方法や事業内容等については大津市給付金コールセンターへお問い合わせください。

不足額給付の詳細は

大津市不足額給付 検索

